

# 地方消費者行政に対する国の財政支援に関する意見書

## 第1 意見の趣旨

### 1 地方消費者行政推進交付金の継続

国は、地方消費者行政推進事業実施要領（平成28年5月25日付消教地第223号）にて、「地方消費者行政推進交付金」の支出対象を平成29年度までに新たに実施する推進事業に限定されている点を、平成30年度の新規事業も適用対象に含めるよう改めるとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤整備も適用対象に含めたいうえで、少なくとも今後10年程度の期間は継続するべきである。

### 2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担

国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。

### 3 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策

国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性のある施策を講ずるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 地方消費者行政推進交付金の継続

平成21年の消費者庁創設と地方消費者行政活性化交付金の導入によって、地方自治体の消費生活相談体制が整備されてきた。そして、地方消費者行政活性化交付金は、地方消費者行政推進交付金に変更して継続され、消費生活相談体制の整備・拡充に寄与してきた。

しかし、地方消費者行政推進交付金の実施要領を定める地方消費者行政推進事業実施要領（平成28年5月25日付消教地第223号）は、地方消費者行政推進交付金の支出対象を平成29年度までに新たに実施する推進事業に限定し、かつ、対象となる推進事業の種別に応じて交付金の活用期間を定めており、最も短い活用期間を定められた推進事業は3年で活用期間が終了する場合がある。そのため、平成30年度以降の新規事業や活用期間が終了する事業は、地方自治体の自主財源によって行わざるを得ない現状にある。一方で、地方消費者行政関係予算における地方自治体の交付金以外の自主財源は、平成20年度125億円であったものが、平成27年度119億円、平成28年度120億円となっており（地方消費者

行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方に関する検討会報告書 3 頁)、減少又は横ばい傾向にあつて、地方消費者行政交付金に代わって、地方消費者行政の体制整備・拡充を支えるだけの自主財源の確保が困難であることが明らかである。

そうすると、地方消費者行政推進交付金の実施要領を改正し、平成 30 年度以降の新規事業を地方消費者行政推進交付金の対象事業とし、かつ、同交付金の活用期間を伸張しなければ、各地方自治体の財政事情によって地方消費者行政の体制整備・拡充が図られない結果となりかねず、地方消費者行政の体制縮小を余儀なくされるおそれもあるといえる。

そこで、地方消費者行政推進交付金の実施要領を改正し、その適用対象を平成 29 年度までの新規事業に限定されている点を平成 30 年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう改めるとともに、その活用期間の制限を伸長するべきである。そして、交付金の実施期間は、これまで 8 年間の地方消費者行政に対する交付金の給付によっても最低限の体制整備が未整備であることにかんがみ、同交付金を少なくとも 10 年程度は継続する必要がある。

## 2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担

地方自治体が当該地域の消費者の相談を受け付けて助言する活動は、基本的には当該自治体の役割と言える。しかし、消費生活相談において、その相談情報を PIO-NET に登録する事務や消費者安全法に基づく重大事故情報を通知する事務は、当該情報が全国で共有され、悪質業者の排除等の法執行に活用される点で、国の事務の一端を担うものと言える。また、適格消費者団体は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法等の違反行為の差止請求業務を通じて、全国の市場の適性化を図っており、これも国の事務の一端を担っていると言える。

したがって、国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関する事務に関する予算の相当部分について、地方自治法 10 条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。

なお、適格消費者団体への国の財政支援は、地域の民間団体の実情に応じて支援する必要があるため、基本的に都道府県を通じた支援として実施することが相当である。

## 3 地方消費者行政職員の増員と資質向上

地方消費者行政における担当職員は、法執行、啓発・教育、地域連携の企画推進分野、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務など、多様な課題を担う必要がある。

他方、佐賀県においては、消費生活相談員の年齢構成が、55～60 歳を中心としており、現職の相談員が現場対応可能な今後 5 年間程度の間

おける、相談員の増員と資質の向上が、将来の相談体制維持の上で、必要不可欠でありかつ喫緊の課題である。

全国的にみても、平成21年の消費者庁創設以降も、地方消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、職員の役割が十分に果たせていないのが現状である。

そこで、国は、地方消費者行政における各種事務を取り扱う担当職員の増員及び資質向上に向けて、消費者行政担当職員の配置の目安を示し、職員増員のための養成講座の実施および職員の資質向上のための研修制度を強化するなどの実効性のある施策を講じるべきである。

平成30年5月31日  
佐賀県弁護士会  
会長 奥田 律雄